

ごみ収集中に発生した事故の損害賠償について

📄 ごみ収集中に発生した職員との接触による転倒事故に係る損害賠償について報告する。

内 容

作業中に発生した職員との接触による転倒事故の「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」（昭和37年3月14日議会議決）に基づく損害賠償額の決定の専決処分

1 事故の概要

令和7年3月31日午後1時30分頃、東京都中央区築地七丁目8番1号先において、ごみ収集作業中の区職員と被害者が接触し、転倒させた際に負傷させた。

2 事件名

国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項の規定に基づく損害賠償事件

3 決定年月日

令和7年8月21日

4 損害賠償額

7,430円

5 損害賠償の相手方

東京都中央区晴海 女性(事故当時の年齢 78歳)

6 被害の状況

転倒による打ち身